登録販売者が動物用医薬品販売業（特例店舗販売業を除く）の管理者になる場合は以下の要件があります。

**店舗販売業、配置販売業**

過去5年間のうち薬局、人用又は動物用医薬品店舗販売業（特例店舗は除く）若しくは配置販売業において、薬剤師又は登録販売者以外の者として薬剤師又は登録販売者の管理及び指導の下に実務に従事した期間並びに登録販売者として業務に従事した期間が通算して2年以上の者。

**卸売販売業**

過去5年間のうち薬局、人用又は動物用医薬品店舗販売業（特例店舗は除く）、配置販売業、若しくは卸売販売業において、薬剤師又は登録販売者以外の者として薬剤師又は登録販売者の管理及び指導の下に実務に従事した期間並びに登録販売者として業務に従事した期間が通算して2年以上の者。